

A-4 その他裁判例①(迷惑勧誘類型)

民事・要旨
KW: 断ったor断りor迷惑or威迫or困惑or再勧誘or
執拗orしつこくor長時間or長々or何度も

通し番号	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	勧誘態様	当事者の主張	裁判所の判断
1	平成23年1月27日 東京地裁 平21 (ワ)44216号	損害賠償請求事件	◆他社株転換債券(EB債)を購入した原告が、販売した証券会社である被告に対し、被告の担当者による勧誘について、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、不招請勧誘・再勧誘等があったとして、一部の説明義務違反が認められる場合は金融商品の販売等に関する法律5条、その他の場合は不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案	◆本件のEB債はハイリスク・ハイリターン金融商品ではあるが、原告の取引経験、投資傾向、資力、被告担当者による説明内容、勧誘態様等を考慮すれば、被告の担当者による勧誘に違法な点があったということではできないとして、原告の請求を棄却した事例	証券	不招請・再勧誘	日は、勧誘を要請されてもいないのに、原告に対して執拗に勧誘の電話をかけ、また、原告から、高齢なので難解な商品の理解は困難であるから本件EB債は購入しない旨の意思を表示されたにもかかわらず、その後も電話による勧誘を継続した。	原告に対して本件EB債の購入を勧誘するに際し、社会的に許容される範囲を逸脱するような原告の望まない勧誘を行ったという違法があると認めることはできない。(請求棄却)
2	平成22年12月9日 東京地裁 平20 (ワ)38343号	損害賠償請求事件	◆原告が、商品取引員である被告の従業員から商品先物取引の勧誘を受け、被告との間で委託契約を締結して商品先物取引を行ったが、同従業員の違法な行為のため損害が発生したとして、被告に対し、使用者責任に基づき、取引による実損害、慰謝料及び弁護士費用等の損害賠償を求めた事案	◆同従業員による迷惑勧誘行為、適合性の原則違反、新規委託者保護義務違反、断定的判断の提供、説明義務違反及び一任売買があったとする原告の主張はいずれも認められず、本件取引において同従業員に違法な行為があったとは認められないとして、原告の請求を棄却した事例	商品先物	迷惑勧誘(執拗・長時間)	原告が極めて多忙なことを知りながら、原告に頻りに電話をかけ、美容室の仕事のため一日中立ち通して疲労困憊している原告を、午後6時30分ころから午後9時30分ころまで拘束して本件取引開始のための手続をさせ、判断力をなくした状態にして、本件取引に引き込んだ。	違法な迷惑勧誘行為があったということではできない。(請求棄却)
3	平成22年11月18日 東京地裁 平21 (ワ)9686号	立替金返還請求事件	◆承継前原告A社の地位を吸収合併により承継した原告が、A社が被告との商品先物取引委託契約に基づきB社に立て替えて支払った立替金等につき、被告にその支払を求めたのに対し、被告がA社の従業員の仕切り拒否及び迷惑勧誘行為に基づく損害賠償請求権との相殺を主張して争った事案	◆被告が主張する日のいずれについてもA社の従業員の仕切り拒否があったとは認められないし、被告がA社の従業員に対して架電時間を指示したとはいえ、同従業員による迷惑勧誘行為も認めることができないとして、請求を認容した事例	商品先物	迷惑勧誘(執拗)	本業があるために、昼休みしか電話に出られないと何度も伝えたが、被告に対してそれ以外の時間(仕事)にも執拗に何度も電話をかけてきた。そこで、被告は、電話を取らないと永久に電話をかけ続けてくるのではないかと不安になり、電話に出たものの、冷静な回答ができず、勧めるままに取引せざるを得なかった。	電話勧誘が迷惑勧誘行為に該当すると認められるに足る証拠はない。(請求認容。先物業者が原告)
4	平成22年10月14日 東京地裁 平21 (ワ)6394号	損害賠償請求事件	◆訴外会社との間で海外商品先物取引を行っていた原告が、訴外会社の従業員による再勧誘禁止違反、適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反、熟慮期間制限違反、一任売買などの違法な勧誘・取引行為によって財産的・精神的損害を被ったとして、訴外会社の元役員ら、及び、法人格否認の法理により被告会社を相手に損害賠償の支払を求めた事案	◆本件取引には適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供の違法があるとして、訴外会社の元役員らの違法行為防止義務違反に基づく損害賠償責任を認めたが(過失相殺75パーセント)、法人格否認の法理による被告会社の責任は否定した事例	商品先物	再勧誘	再勧誘禁止違反(具体的な事実関係の主張なし)	原告は、Aからの1回目の電話勧誘において、面談の約束をし、それを失念したことから、再度、電話で面談の約束を求められ、それに応じており、1回目の面談の結果、海外商品先物取引を行っても良いと考えていたところ、Aからの電話によって、2回目の面談を行うことになったもので、再勧誘があったということではできない。(請求認容。適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供を認定)
5	平成22年9月16日 東京地裁 平19 (ワ)15962号	株券返還等請求事件	◆原告らは、被告との間で、株式取引に関する委任契約に基づき継続的に株式取引を行っていたところ、被告従業員の訴外Cから勧誘を受け、被告を通じて、原告X2はS社株を売却し、原告らはK社株を購入したが、上記訴外Cの勧誘には、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供があり、不当に執拗に行われた勧誘であるから違法であり、かつ、被告には契約上の善管注意義務違反があるとして、原告らが被告に対し、不法行為(使用者責任)又は債務不履行に基づく損害賠償請求として、原告らが被ったとする損害額の支払を求めた事案	◆K社株については、原告らに原告らが主張する損害が発生したとは認められず、S社株については、訴外Cに原告らが主張する違法行為があったとはいえないとして、原告らの請求を全部棄却した事例	証券	執拗	原告X2が、S社株の売却を何度も拒絶しているにもかかわらずさらに勧誘を続けることは、常軌を逸した行動であり、原告X2の冷静な判断力を奪い、いくら言っても執拗に責め立てられたことで、原告X2は了承した形をとらされることになった。	不当に執拗な勧誘があったとは認められない。(請求棄却)

A-4 その他裁判例①(迷惑勧誘類型)

民事・要旨
KW: 断ったor断りor迷惑or威迫or困惑or再勧誘or
執拗orしつこくor長時間or長々or何度も

通し番号	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	勧誘態様	当事者の主張	裁判所の判断
6	平成22年 6月25日 東京地裁 平20 (ワ)38244号	損害賠償請求事件	◆原告が、商品先物取引の受託を業として営む商品取引員である被告(株式会社)に対して、迷惑勧誘の禁止、再勧誘の禁止違反、適合性原則違反、説明義務違反、事前交付書面の欠如、断定的判断の提供等を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求をした事案	◆原告は大手企業の子会社の常務取締役の地位にあり、株式取引、外国為替証拠金取引の経験を有している事実を前提に、原告主張の各違法行為について、被告の担当者に違法行為があったことを認めることはできず被告に使用者責任を認めることはできないとして請求を棄却した事例	商品先物	迷惑勧誘(再勧誘・執拗)	被告の外務員であったBは、平成19年2月頃、原告に対して商品先物取引の勧誘を行い、原告が取引を行わない旨意思表示したのに、その後も勧誘を継続し、その態様も勤務時間中の原告に再三再四架電するという迷惑を覚えさせるような仕方であるから、Bの勧誘は、迷惑勧誘の禁止、再勧誘の禁止に違反する。	本件について被告の外務員に迷惑勧誘や再勧誘をした違法は認められない。(請求棄却)
7	平成22年 3月31日 東京地裁 平20 (ワ)35904号	損害賠償請求事件	◆原告が、占い師と称する被告に対して、祈願料等の支払は被告の詐欺行為によるものであったとして損害賠償を求めた事案	◆祈願術なるものを身に付けたと称し、客観的根拠のないでたらめを原告に申し向けることで原告を不安に陥れ、何らの効果もない祈願等を巧妙かつ執拗に勧め、多額の金銭を銀行口座に振り込ませた被告の行為は不法行為に当たるとした上で、被告が主張する原告との間の和解契約は公序良俗に反し無効であるとして損害賠償請求を一部認容した事例	占い	執拗	被告は、原告に、何らの効果もない鑑定、祈願を巧妙かつ執拗に勧め、多額の金員を自らの銀行口座に振り込ませた。	原告の理解能力や判断能力が低いことに乗じ、科学的、客観的な根拠のないでたらめを原告に申し向けることで、原告を不安に陥れ、被告であれば、原告の悩みを解決できるものと誤信させ、原告に、何らの効果もない鑑定、祈願を巧妙かつ執拗に勧めたことについて、詐欺、不法行為を認めた。(請求認容。過失相殺主張なし)
8	平成22年 1月25日 東京地裁 平21 (ワ)9056号	損害賠償請求事件	◆被告R社の勧誘に応じて投資事業有限責任組合に出資した原告が、被告らに対し、出資の勧誘に際して断定的判断の提供があったなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償等を請求した事案	◆出資の勧誘に際して被告R社の従業員による虚偽の告知や断定的判断の提供は認めることができず、被告M社との間で締結した会員契約の勧誘に際して被告R社の従業員が執拗に勧誘したことなどは認められないなどとして、請求を棄却した事例	投資	執拗	被告Y8は、本件会員契約の締結を拒否した原告に、しつこく勧誘を続け、原告を威迫し困惑させて本件会員契約締結に至らせたもので、特商法21条3項の威迫・困惑による契約締結に該当する。	本件会員契約の締結について勧誘する際、原告が断ったにもかかわらず執拗に何度も勧誘したり、原告を畏怖困惑させる行為を行ったとは認めることができない。(請求棄却)
9	平成21年12月22日 東京地裁 平21 (ワ)11194号	損害賠償請求事件	◆商品先物取引によって多額の取引上の損失を被ったと主張する原告が、被告に対し、使用者責任による損害賠償請求権等を主張した事案	◆被告従業員が勧誘を拒否した原告に長時間の勧誘を継続したこと、被告従業員が両建に際して、追加負担はないなどと説明したこと、37日間という短期間の間に400万円を超える損失を発生させ、両建の手法を用い、かつ、手数料も多額に及んでいることなどから、被告従業員の海外先物法違反行為を認め、同法の趣旨から、違反行為が私法上も違法性を帯びると判断した上、原告の取引歴等から2割の過失相殺を認めて、請求を一部認容した事例	商品先物	長時間	原告が電話での勧誘をいったん断つたにも関わらず、被告の従業員Bは、「会う約束をした。」「会ってもらわないと困る。」などと述べて面談を要求し、初の面談(平成20年11月25日)に際しては、午後11時30分ころから翌午前2時までという、深夜に長時間の勧誘行為を行った。	海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律10条8号及び同施行規則8条1号、10号に違反する行為があり、このような行為は、法の趣旨が先物取引の委託者の損害の防止による委託者の利益保護にあることにかんがみると、同時に、私法上も違法性を帯びるものと解するのが相当であるとして、使用者責任を肯定。(請求認容。過失相殺2割)
10	平成21年12月18日 東京地裁 平21 (ワ)8111号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告から海外商品先物取引を執拗に勧誘されて取引を行い多額の損失を被ったのは不法行為又は債務不履行に当たると主張して、不法行為ないし債務不履行に基づく損害賠償請求をした事案	◆被告の従業員の勧誘行為は、海外商品市場における先物取引の受託に関する法律10条1号に違反するもので、断定的な判断の提供に当たり、同法8条に定める猶予期間に違反し、被告の従業員らの一連の行為は全体として社会的相当性を逸脱したものであって不法行為を構成し、これら従業員らの不法行為は、被告の職務の執行につき行ったものであるから、被告は使用者として民法715条の使用者責任を負うとして、原告の請求を一部認容した事例	商品先物	再勧誘	日からの電話での勧誘をいったん断つたのに、数年にわたり勧誘を続けたとし、被告の上記勧誘は、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律10条8号等に違反する。	左記の主張は認められなかった。(断定的判断の提供等を認めて請求認容)

A-4 その他裁判例①(迷惑勧誘類型)

民事・要旨
KW: 断ったor断りor迷惑or威迫or困惑or再勧誘or
執拗orしつこくor長時間or長々or何度も

通し番号	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	勧誘態様	当事者の主張	裁判所の判断
11	平成21年11月6日 東京地裁 平18 (ワ)20887号	損害賠償請求事件	◆被告会社に委託して商品先物取引を行った原告が、被告らに対し、被告会社の担当者らによる取引の勧誘には、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供等の違法行為があり、これにより損害を被ったと主張して、不法行為等に基づく損害賠償を請求した事案	◆当該取引の勧誘について、適合性原則違反、新規委託者保護義務違反、迷惑執拗勧誘、説明義務違反、断定的判断の提供、無断・一任売買等の違法は認められないなどとして、請求を棄却した事例	商品先物	迷惑勧誘 (執拗・長時間)	被告Y6及び被告Y4は、原告が平成17年1月中旬ごろに勧誘を断ったにもかかわらず、その後も、原告に対し、執拗に商品先物取引を勧誘した。	両被告に原告に対する執拗な勧誘があったとは認められない。
12	平成21年10月29日 東京地裁 平21 (ワ)165号	損害賠償請求事件	◆被告会社からクレジットを利用して呉服等を購入した原告が、被告会社の販売方法が社会的相当性を欠く違法なものであると主張して、被告会社に対して不法行為に基づいて、被告会社の代表者である被告Aに対して会社法429条1項に基づいて損害賠償を請求した事案	◆被告会社が販売目的を秘匿して原告宅を訪問し、長時間にわたり原告宅に居座って呉服を購入させたものとはいえないなどとし、呉服等の販売行為が社会的相当性を欠くものとはいえないとして、請求を棄却した事例	呉服	長時間	販売の目的を秘匿して自宅に上がり込み、契約を締結しなければ帰らないといて長時間居座り、根負けした原告に高価な呉服等を売り付けた。販売の目的を殊更秘匿して店舗や展示場に連れて行き、数人で取り囲んで、原告が明確に断っても、引き下がらず、最後には、必ず売買契約を締結させた。原告の自宅を訪れて商品を紹介し、原告が断っても、契約をするまでは帰らないという強引な手法によって売買契約を締結した。	左記の主張は認められなかった。(請求棄却)
13	平成21年9月25日 東京地裁 平20 (ワ)6165号	損害賠償請求事件	◆原告は、被告との間で、商品先物取引に係わる委託契約を締結したが、被告には、迷惑勧誘、適合性の原則違反、新規委託者保護義務違反、無断・一任売買、説明義務違反、特定売買、仕切拒否の違法があり、それにより901万0690円の損害を被ったとして、被告に対し損害の賠償を求めた事案	◆被告の営業担当者らが、原告の勤務時間中に勤務先に電話をかけたか訪問したりして取引の勧誘をし、不当勧誘により、それまでハイリスクの取引とは無縁であり、先物取引の知識経験のなかった原告を誘い込み、原告の申告した収入資産の状況等に照らしても多すぎる回数、金額、内容の取引を勧誘し、多額の損失を被らせ、多額の手数料収入を得たものと認定するなど被告担当者らの一連の行為につき、原告に対する不法行為を構成すると判断し、2割の過失相殺を認定し、請求を一部認容した事例	商品先物	迷惑勧誘 (勤務時間中)	勤務時間中の勧誘行為は迷惑行為に該当する。	被告は、手数料収入を上げるために、原告が損失を被る可能性のあることを予見しながら、営業担当者において、勤務先に電話をかけた訪問するという不当な勧誘をして本件取引に誘い込んだ上、次々と新規取引を持ちかけて取引を拡大させて行き、原告に多額の損失を被らせるに至ったと認定し、不法行為の成立を肯定。(請求認容。過失相殺2割。その他の要素も考慮)
14	平成21年7月29日 東京地裁 平20 (ワ)18526号	差損金請求事件(本訴)、損害賠償請求事件(反訴)	◆原告が、被告との間で商品先物取引委託契約を締結して、先物取引を行ったが、差損金が発生し、商品取引所に立替払したとして、被告に対して、立替金の支払を請求した本訴に対し、原告が、商品先物取引について、迷惑勧誘行為、説明義務違反、断定的判断の提供をしたとして、被告が、原告に対し不法行為に基づく損害賠償を請求する反訴を提起した事案	◆先物取引委託契約の締結を認めた上で、原告の従業員が、被告に対し、先物取引を勧誘したことが認められるものの、執拗に勧誘を行ったと認めるに足りず、また、説明義務違反、断定的判断の提供は認められないとして、本訴請求を認容し、反訴請求を棄却した事例	商品先物	執拗	原告は、被告が商品先物取引をしないと述べたにもかかわらず、平成20年1月から執拗に勧誘を続けた。	執拗に勧誘を行ったと認めるに足りる証拠はない。(請求認容。業者が原告)
15	平成21年2月5日 東京地裁 平19 (ワ)14935号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告の従業員から勧誘を受けて株式を購入した原告が、勧誘に際して断定的判断の提供や虚偽説明等があったと主張して、民法715条に基づき、被告に対し、株式の評価損金相当額等の損害賠償を求めた事案	◆勧誘に際して断定的判断の提供が執拗に行われていたとは認められず、また、一定の虚偽の説明があったことは認められるがこれと原告が行った取引との間には相当因果関係が認められないなどとして、請求が全部棄却された事例	証券	執拗	原告は、病気による休職中で自宅にいるということもあり毎日執拗な電話をかけてこられ、Cが利益は確実だと断定的に言うので、もうこれ以上のCの強い口調での罵声や威圧による精神的苦痛に耐えられなくなったこともあって押し負かされた。	原告に対して断定的判断を執拗に行って原告を勧誘したことを認定する証拠はない。(請求棄却)

A-4 その他裁判例①(迷惑勧誘類型)

民事・要旨
KW: 断ったor断りor迷惑or威迫or困惑or再勧誘or
執拗orしつこくor長時間or長々or何度も

通し番号	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	勧誘態様	当事者の主張	裁判所の判断
16	平成20年12月1日 東京地裁 平18 (フ)12411号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告の従業員から執拗にマンション経営の勧誘を受けた結果、意に反して被告との間でマンションの建設請負契約を締結させられたと主張して、被告に対して使用者責任に基づく損害賠償を請求した事案	◆契約締結に至るまでに被告の従業員が頻りに原告宅を訪問したことは営業行為として相当性を逸脱し違法であるとはいえないが、原告が依頼した弁護士から解約通知を受けた後、その弁護士を解任させ、別の弁護士を選任させてその後の諸事務の遂行を円滑に勧めようとしたことや、その後更に変更契約を締結させたことなどは、営業活動としての相当性を欠き違法であるとした一方、原告の行動が本件を長期化させ、損害を拡大させた要因となっているとして4割の過失相殺がされた事例	マンション建設請負	執拗	勧誘は執拗であり、Zらは、原告がマンション建設を承諾するまで訪問し続けるとの態度を示し、原告の意思を無視し、連日、原告を訪問した。	原告が、Zらの訪問を拒否していたとは認められない。原告が高齢の一人暮らしの女性であり、Zらが承諾を得ようとする企画が原告の総財産を左右する可能性のあるものであることからすると、上記のような頻回の訪問と飲食の付合い等の懐柔策を伴う勧誘方法に疑問は残るものの、直ちに上記頻回の訪問を違法とまでいうことはできない。
17	平成20年6月26日 東京地裁 平19 (フ)16115号	損害賠償請求事件	◆勧誘を受けて様々なサービスを提供する会員制クラブに入会しDVD購入のクレジット契約を締結した原告が、勧誘に詐欺又は訪問販売法違反等があったとして、不法行為又は不当利得に基づき、支払済みの会費及びクレジット代金の返還を求めた事案	◆勧誘の際に虚偽の説明がなされたとは認められず、クラブに全く利用価値がないと断ずることできないことなどから、勧誘が詐欺に当たるとはいえず、また、勧誘に不実告知や威迫・困惑させる行為はなかったとして不法行為の成立を否定した上で、DVDの販売契約は有効に成立しており、心裡留保により無効となること等もなく不当利得も成立しないとして、請求が棄却された事例	DVD	威迫・困惑	原告は、これを断ったが、Bらは、何度も何度も同じ説明を繰り返し、5、6時間にわたり執拗な勧誘を受け、契約しなければ、この場から逃れることはできないと畏怖・困惑して契約を締結した。	そもそも軟禁といえるような状況にあったとはいえず、原告の供述をもってしても、相当の時間勧誘を受けたものの、ファーストフード店の店内における昼間の勧誘であり、Bらが、原告を威迫、困惑させたものと認めるには十分ではない。(請求棄却)
18	平成20年2月26日 東京地裁 平18 (フ)15334号	損害賠償請求事件	◆被告らが、原告の勤務先に電話して執拗な勧誘を繰り返す等して、原告に資格教材を次々と購入させたのは違法行為であるとして、原告が、被告らに対して、不法行為責任、使用者責任、共同不法行為責任に基づく損害賠償を求めた事案	◆原告から個別の的確な無効原因の主張はないが、個別の勧誘がすべて明確に違法と認定できなくても、被告らの勧誘行為等は全体として公序良俗に反し不法行為を構成するとして、原告の請求の一部を認容した事例	資格教材	執拗	以前原告が訴外S社から購入した教材の課題が提出されていないのが原告の落ち度であり、よって原告には、平日のセミナー出席か教材を購入して自宅学習するかどちらかの義務があるかのように申し向けたり、以前購入した教材は基礎編で次は実務編で会場でテストを受けなくてはならないが、原告は特別に教材を購入して自宅学習すれば、テストは免除されるかのように申し向けて、いずれも原告をして教材購入の義務があるかのように誤信させた。その後も同様の虚言を弄して、原告の勤務先への執拗な電話勧誘を繰り返し、仕事を妨害して原告を畏怖困惑せしめ、原告をして教材を購入し以前未提出だった課題を提出すれば修了となり、勤務先への執拗な詐欺恐喝電話の止むものと誤信させ、その結果契約を締結させた。	被告らの勧誘行為等は、民法90条の公序良俗に反し、全体として不法行為を構成する。(一部認容。過失相殺2割)
19	平成19年12月13日 東京地裁 平18 (フ)11514号	損害賠償請求事件、差損金反訴請求事件	◆商品先物取引をした原告が、取引の違法事由を主張して被告らに損害賠償請求をした(本訴)のに対し、被告が未払の差損金の請求をした(反訴)事案	◆原告には従前株式取引の経歴はないが、原告は会社経営者であり、相応の流動資産を有していたのだから、取引が適合性原則に違反しているとはいえないし、被告が執拗な勧誘、リスクに関する説明義務違反、断定的判断の提供、新規委託者保護義務違反、無意味な売買の反復、一任売買、仕切拒否といった違法事由を行ったとも認められないとして、本訴請求を棄却した上、差損金に係る反訴請求を認容した事例	商品先物	執拗	被告Y1は、被告Y1の先物取引の勧誘に対し、原告が明確に断ったにもかかわらず、その後も再三にわたり、勧誘の電話を執拗に繰り返した。その結果、勤務中に電話が繰り返されることに困惑した原告がやむを得ず被告Y1に会うことになり、その後、被告Y1の必ず儲かるという虚言と相まって、原告は本件取引を開始することになった。	被告Y1の勧誘が執拗であるとまで認めることはできない。(請求棄却)

A-4 その他裁判例①(迷惑勧誘類型)

民事・要旨
KW: 断ったor断りor迷惑or威迫or困惑or再勧誘or
執拗orしつこくor長時間or長々or何度も

通し番号	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	勧誘態様	当事者の主張	裁判所の判断
20	平成19年10月12日 東京地裁 平18 (ワ)832号	損害賠償請求本訴事件、清算金請求反訴事件	◆原告が、被告との間の商品先物取引委託契約に基づき商品先物取引を行ったところ、被告従業員が、原告の決済指示に従わず、また、商品の値動きにつき断定的判断を提供して指し値を不当に変更させるなどしたため、取引を決済できず損害を被ったとして、債務不履行及び使用者責任に基づき、逸失利益や慰謝料等を請求した(本訴)のに対し、被告が、原告の取引の結果、未清算金が生じたとして、上記契約に基づく清算金の支払を請求した(反訴)事案	◆被告が原告の決済指示に従わなかったとは認められず、被告従業員の言動が断定的判断の提供に当たるとか、原告を殊更に困惑させ、自由な判断力を奪うものであったとはいえないとして、本訴請求は棄却され、反訴請求が認容された事例	商品先物	困惑	Dが原告に指し値を変更させた際の説得は、取引について原告を困惑させ、自由な判断力を奪い、不利益な判断を誘導するものである。	原告を殊更に困惑させ、自由な判断力を奪うものであり、また、不利益な判断を誘導するものであったともいえない。(請求棄却)
21	平成19年 9月 3日 東京地裁 平19 (シ)248号	損害賠償請求控訴事件	◆控訴人らが、被控訴人に勧誘の電話をしないように申し出ているにもかかわらず、被控訴人が執拗にセールスの電話をしたため、安眠が妨害され精神的苦痛を被った。又は営業を妨害されたとして、不法行為に基づき、慰謝料の支払を求めた事案	◆控訴人らの自宅の電話番号が約50の異なる名称で電話帳に掲載されていたこと等から、被控訴人が控訴人ら宅に勧誘のための電話を複数回かけたとの事実が認められるとしても、それが一般的な営業活動を超え、不法行為法上違法と評価すべきものとまでは認められないから、控訴人らの請求を棄却した原判決は相当であるとして、控訴を棄却した事例	マンション購入	執拗	被控訴人の執拗な電話勧誘によって安眠や営業が妨害され、精神的苦痛を被った。(契約は締結しておらず、慰謝料請求のみ)	勧誘の電話は執拗なものとはいえず、これらの行為は不法行為を構成するものとは認められない。
22	平成19年 4月10日 東京地裁 平17 (ワ)25600号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告と間で外国為替証拠金取引を行うに際し、当該取引を行うについての適合性を有していなかったにもかかわらず、被告の従業員である訴外Bから、断定的判断を示して強引かつ執拗に取引に勧誘された上、無断で売買を仲介されたことにより、取引損失及び精神的苦痛を被ったとして、使用者責任に基づき被告に対し損害金等の支払いを求めた事案	◆外国為替証拠金取引の開始に際し、取引の仕組みについての説明は無かったとした上で、原告の損失と因果関係のある損失は、被告の訴外従業員を指定代理人とした場合、訴外が勝手に注文を出し損失を被ることがあるとの説明をしなかったことについてのものであるが、個別取引において原告の承諾は無かったものであり、一連の取引は全体として違法性を帯びるとされた事例 ◆取引開始に際し、違法性を帯びるほどの強引、執拗な勧誘はなく、取引開始当時原告は34歳でアメリカドルを使った商取引に従事しており為替相場が関心事項であったこと、株式の現物取引の経験があったこと、特に原告の資力が乏しいなどの事情も窺えないとして、原告に外国為替証拠金取引の適合性が欠けていたとはいえないとされた事例	外国為替証拠金取引	強引、執拗	虚偽ないしは断定的判断を提供して、原告が断ったにもかかわらず執拗に勧誘した。	原告本人によっても週に1、2度程度のことであり、また、原告において、勧誘自体を拒絶していたなどの事情が窺えないことからすれば、原告の主張を前提としても違法性を帯びるほどの執拗な勧誘があったとはいえない。(請求認容。説明義務違反を肯定)
23	平成19年 3月30日 東京地裁 平18 (ワ)8065号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告に対し、原告が売り注文を出したのに、その執行を遅らせ、原告が断ったニュージーランド債を強引に買わせて、損害を被らせたとして、その損害賠償を求めた事案	◆被告の勧誘に違法性はないとして、原告の請求を棄却した事例	証券	強引	原告が断っていたニュージーランド債を強引に買わせた。	強要されてニュージーランド・ドル建債の買い付けをしたとは認められない。(請求棄却)

A-4 その他裁判例①(迷惑勧誘類型)

民事・要旨
 KW: 断ったor断りor迷惑or威迫or困惑or再勧誘or
 執拗orしつこくor長時間or長々or何度も

通し番号	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	勧誘態様	当事者の主張	裁判所の判断
24	平成18年11月28日 東京地裁 平17 (ワ)6986号	損害賠償請求、各売買代金請求事件	◆被告会社から宝石を購入した原告ら(3名)が、被告会社は、商品の勧誘の際、故意に各原告の社会的経験や能力の不足に乗じて、価格に応じた価値のない宝石を購入させたとして、売買契約の錯誤無効、クーリングオフに基づく解除、不法行為に基づく慰謝料を求めた事案	◆社会的経験に乏しい若者に対して執拗に高価な宝石の購入を働きかけて宝石の売買契約を締結させ、ショッピングクレジットによる支払約束をさせたことが、購入者の自由な意志決定を妨げた違法なものであると判断された事例	宝石	執拗	①午前11時ごろから午後5時ごろまで昼食もとらず、執拗に宝石の購入を勧誘し、原告甲山が購入を断ることができない状況に追い込んだ。社会的経験が十分ではない、成年に達したばかりの原告甲山の思慮不足、無分別に乗じ、虚偽の事実を申し向けた。 ②原告乙川が脳に腫瘍ができて手術を何回か受け、判断能力が低く、社会的経験も十分ではなく、思慮不足、無分別であったのに乗じて、虚偽の事実を申し向けた。 ③原告丙谷が断りの電話を架けると、「約束を破るとはどういうことか」と執拗に責め、やむなく営業所を訪れると、原告丙谷が社会的経験が十分でなく、成年に達したばかりで、思慮不足、無分別であるのに乗じて、虚偽の事実を申し向けた。	故意に、違法な勧誘行為によって原告らをして売買契約を締結させたものであって、その行為は不法行為に当たるとして、慰謝料の支払を認めた。 契約2については売買契約の錯誤無効を認め、契約3についてはクーリングオフによる解除を認めた。
25	平成18年 5月22日 神戸地裁姫路支部 平16(ワ)790号	損害賠償請求事件	◆被告会社の取次によりその関連会社との間で商品先物取引(本件取引)を行った原告が、被告会社の従業員であった被告Y1及び被告Y2の勧誘や取次引受行為に違法性があり、全体として不法行為を構成するとして、被告Y1及び被告Y2に対しては共同不法行為に基づき、同被告らの使用者である被告会社に対しては使用者責任に基づいて、それぞれ損害賠償を求めた事案	◆本件取引は、被告Y2が詐欺的・迷惑勧誘を行ったことや、断定的判断の提供をして商品先物取引の初心者である原告に取引を開始させた上、被告Y1が新規委託者保護義務に違反した過大な取引をさせ、あるいは委託者の利益擁護義務に反して両建を勧誘したという点で違法性を有するなどとして、被告ら全員の損害賠償責任を認める一方で、原告にも相応の判断力や理解力を有していたこと、自らも日経新聞を読んで相場の動向を確認するなどしていたなどとして4割の過失相殺を認めて請求を一部認容した事例	商品先物	迷惑勧誘(その他)	虚偽の事実を告げて原告との面会の約束を取り付けて勧誘した。	詐欺的・迷惑勧誘を行ったこと、断定的判断の提供、新規委託者保護義務違反、委託者の利益擁護義務違反となる両建勧誘を認定して、不法行為を肯定。なお、虚偽の事実を告げて面会したことは「迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘」であるといえるから、商品取引所法46条6号に反し、違法というべきであった。(請求認容。過失相殺4割)
26	平成17年 8月30日 東京地裁 平16 (ワ)153号	損害賠償請求事件	◆商品先物取引の受託業務等を目的とする被告と東京工業品取引所のゴム等の商品先物取引を行った原告が、本件取引は被告が取引勧誘段階から手仕舞いに至るまで一貫して客殺しの意思の下に不法行為を行ったと主張して不法行為に基づく損害賠償を請求した事案	◆執拗な勧誘、適合性原則違反、断定的判断の提供ほかの説明義務違反、新規委託者保護義務違反、無断売買及び両建の勧誘といった原告の不法行為事由についての主張は排斥したが、被告の従業員が、原告の資金が不足し証拠金を現金で預託するのが困難になっていることを知りながら、取引の規模を拡大し、二〇〇枚を超える枚数の取引を勧誘したのは原告に対する不法行為を構成するとして、過失相殺七割による損害賠償請求の一部を認容した事例	商品先物	執拗	被告は、原告が断っても、20回にわたる架電をして執拗な勧誘を行い、さらに、その後、間をおいてさらに20回にわたる架電を繰り返している。	行われた電話による勧誘が違法なものであると認めることはできない。(請求認容。過当取引を認定)
27	平成15年11月28日 宮崎地裁 平13 (ワ)685号	損害賠償等請求事件	◆原告が、被告に対し、日掛金融業を営む被告の従業員が、原告に対し、その弟の借り入れについて、連帯保証人になるように執拗に要求して、連帯保証契約の締結を余儀なくしたから、同契約は無効であるとして、その債務の不存在を確認し、また、被告従業員の上記行為が不法行為を構成するとして、損害賠償を請求した事案	◆被告の従業員らの言動は、取立て行為の規制に係る貸金業規制法21条1項に違反し、本件連帯保証契約は公序良俗に違反するものであって、無効であり、被告の従業員らの不法行為は被告の事業の執行についてなされたものであるから、被告は民法715条に基づき原告に対し、損害を賠償する義務があるとして、慰謝料10万円を認定した事例	連帯保証	執拗	夜間である午後9時すぎに執拗な取立てを行い、Bに本件主債務以上の債務があるかのごとくに装い、原告が本件契約書上の保証人欄に署名しなければ、Bを自宅に帰さないというそぶりを示して原告を畏怖困惑させ、その状態で原告に署名押印をさせた。	本件連帯保証契約は、その締結過程における被告従業員らの行為が社会的相当性を著しく逸脱するものとして公序良俗(民法90条)に違反するものであって無効であるとし、さらに、私生活上の平穩を侵害するものとして不法行為を認定し、慰謝料請求を認めた。(請求認容)

A-4 その他裁判例①(迷惑勧誘類型)

民事・要旨
 KW: 断ったor断りor迷惑or威迫or困惑or再勧誘or
 執拗orしつこくor長時間or長々or何度も

通し番号	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	勧誘態様	当事者の主張	裁判所の判断
28	平成15年2月28日 名古屋地裁 平11(ワ)3042号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告に対し、被告に委託して金、白金及びパラジウムの商品先物取引を行った結果、売買損益、委託手数料等の損失を被ったとして、民法709条又は同法715条に基づく損害賠償を請求した事案	◆被告従業員らは、原告を執拗に勧誘し、新規委託者保護義務に違反して初心者の原告にとっては不当に多数の建玉をさせ、さらには委託者の利益を保護すべき忠実義務に違反して原告を誘導し、手数料稼ぎを目的として無意味な売買を繰り返したことから、本件取引に被告従業員らによる不法行為があったと認められ、被告は使用者責任を負うとして、原告の過失割合4割を認定した上で、原告の請求の一部を認容した事例	商品先物	執拗	被告従業員らは、原告に先物取引の知識、経験及び余裕資金のないことを知りつつ執拗に勧誘した挙げ句取引を開始させた。	被告従業員らの勧誘は執拗であり、勧誘を断り続けていた原告に甘言とも言うべき言辞を用いて本件取引を開始させたことは事実であって、勧誘行為のみを捉えて不法行為と評価できない場合であっても、その後の一連の行為と相まって全体として不法行為と評価される場合もある。(請求認容。過失相殺4割)
29	平成14年11月21日 東京簡裁 平14(ハ)12347号	立替金請求事件	◆都営住宅に一人で住む78歳の女性である被告は訴外A会社と活水器の売買契約を締結し、被告は本件売買契約の支払について信販会社である原告と立替払契約を締結し、原告は立替代金を支払ったと主張して、被告に対し、立替代金の残金等の支払を請求した事案	◆被告は必要ないと断ったが、二人の男が勝手に活水器を取り付けて帰ってしまったこと、新聞において高額な活水器を売りつける悪質な訪問販売がはびこっている并注意しており、信販会社である原告はこのような状況を十分承知していたことなどを認定し、原告には立替金残金の支払請求を差し控えるべき信販会社としての社会的責任があり、原告の権利行使は権利濫用であるとして、請求が棄却された事例	活水器	強引	必要ないと断ったのに勝手に活水器を取り付けた。	加盟店による詐欺を認定した。
30	平成10年11月19日 大阪高裁 平10(ネ)1063号	損害賠償請求控訴事件	◆控訴人が商品先物取引業者である被控訴人との間で行った商品先物取引について、不適格者の勧誘禁止違反、無差別電話勧誘禁止違反、断定的判断の提供、不適正な取引行為、仕切り拒否、新規委託者保護管理規則違反を理由とし不法行為に基づく損害賠償請求を求めた事案の控訴審	◆商品先物取引で新規委託者保護管理規則に違反したとして、不法行為による損害賠償請求が認められたが、過失相殺5割が相当であるとした事例	商品先物	迷惑(無差別電話勧誘)	一面識もない原告の職場にいきなり電話して勧誘したが、これは無差別電話勧誘にあたり、違法である。	商品取引勧誘員に対して禁止されているところの社会通念上相手方の迷惑となる非常識な勧誘行為であり、無差別電話勧誘に該当するものであったということはいできない。(請求認容)
31	平成9年3月12日 松山地裁 平5(ワ)703号の1	損害賠償請求事件	◆被告からワラントを購入した原告が、被告従業員の違法な勧誘行為により損害を被ったとして、被告に対し、債務不履行ないし不法行為(使用者責任)に基づいて、損害賠償を請求した事案	◆ワラント取引において危険性についての情報を顧客に的確に提供すべき注意義務があったとして証券会社の使用者責任が認められた事例 ◆ワラント取引について顧客にも自己責任の原則に照らして落ち度があるとして過失相殺(四割)が認められた事例	証券	執拗	本件取引において、当該ワラントを勧誘する際には、非常に有利であることを繰り返し強調して、購入を拒絶していた原告に対し、執拗に右ワラント購入を勧めた。	執拗な勧誘を認定し、他の違法事由を認定した上で、不法行為の成立を認めた。(請求認容。過失相殺4割)
32	昭和61年5月29日 最高裁第一小法廷 昭59(オ)12号	貸付信託通帳引渡請求事件	◆被告会社との間で金地金の予約取引を行った原告が、当該取引は公序良俗に反し無効であること主張し、損害賠償を請求した事案の上告審	◆非公認市場における金地金の先物取引の委託が公序良俗に反し無効とされた事例	商品先物	執拗(無差別電話勧誘)	電話による無差別勧誘であたりをつけ、先物取引の顧客としての適格を欠く主婦を相手に長時間執拗に働きかけた。(第一審での認定)	著しく不公正な方法によつて行われたものであるから公序良俗に反し無効であるとした。
33	昭和58年3月14日 大阪地裁 昭57(ワ)4983号	損害賠償請求事件	◆被告会社との間で金の先物取引を行った原告が、被告従業員の違法な勧誘行為により損害を被ったとして、被告らに対し、損害賠償を請求した事案	◆香港市場における金の先物取引の勧誘の態様がいたずらに顧客の射倖心を煽り、過大な投機に引き込んだものであり、かつ、その後顧客が取引の過程で不安を感じ解約の意向を示したにもかかわらず、これを困惑に陥れるなどして買注文をさせたとして、右取引業者である会社、その代表者及び営業部員らに不法行為責任を認めた事例	商品先物	長時間	約五時間にわたって押問答を繰り返したところ、原告は、長時間の折衝に疲れ、今解約すれば既に交付した三二〇万円を取り戻すことすら不可能になるといわれ、困惑した挙句、最初のユニットを含め合計六ユニットの買注文を前提に更に二八〇万円を支払うことを承諾した。	原告を困惑に陥れ、冷静な判断を著しく阻害した状態のもとで契約を締結するに至らめたと認定し、その他の違法事由を認定した上で、不法行為の成立を認めた。(請求認容。過失相殺は不明)

	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	当事者の主張(判断力等の不足に関する事項)	裁判所の判断
34	平成22年 9月30日 東京地裁 平21 (ワ)18737号	損害賠償請求事件	◆被告銀行の行員の勧誘によってM証券から債券を購入した原告が、被告銀行らに対し、断定的な判断の提供があったなどと主張して、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償等を請求した事案	◆被告銀行の行員らが本件債券購入を勧誘した際に、本件債券の価格や利回り等について断定的な判断を示したと認めることはできない、本件債券の仕組みは複雑であるも、原告は長年株式等の取引経験を有し、複雑な仕組みの為替連動債を購入するなど億単位の証券取引を行っており、原告代表者は大まかな内容を理解していたものと認められるなど説明が注意義務違反に達する程度に不十分であったとはいえないなどとして、請求を棄却した事例	証券取引	断定的判断の提供、説明義務違反などを主張した。(判断力等の不足についての主張なし)	原告は、長年、株式や投資信託の取引経験を有し、複雑な仕組みの為替連動債を購入するなど、億単位の高額な証券取引を行っており、原告代表者は、詳細はともかく、本件契約の大まかな内容については理解していたことを認定して、説明義務違反・錯誤を否定した。(請求棄却)
35	平成22年 3月30日 東京地裁 平20 (ワ)31082号	損害賠償請求事件	◆証券会社である被告の担当者が原告に対し、知識、経験、理解力の不足に乗じて断定的な判断を提供し、大量の信用取引を進め、原告がその母から相続した資産のほとんどを投入させ、その半分以上を失わせたと主張して、原告が、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供等を内容とする不法行為に基づき損害賠償の支払を求めた事案	◆原告の学歴、経営コンサルタント業務を営む会社の代表取締役としての経歴、過去の信用取引の経験等から、被告の担当者に原告の主張する義務違反があったとはいえないとして、原告の請求を棄却した事例	証券取引	知識、経験、理解力の不足に乗じて断定的な判断を提供し、大量の信用取引を進め、相続した資産のほとんどを投入させ、その半分以上を失わせたと主張して、適合性原則違反・説明義務違反、断定的判断の提供を主張した。	原告の学歴、経緯コンサルタント業務を営む会社の代表取締役としての経歴、資産状況、短期間とは到底いふことのできない信用取引の経験、原告自身も信用取引に関心を示していたという原告の意向等を勘案して、適合性原則違反等の義務違反を否定した。(請求棄却)
36	平成22年 3月30日 大阪地裁 平19 (ワ)8574号	売買代金請求事件、損害賠償請求反訴事件、損害賠償請求事件	◆被告証券会社が、原告に対し、両者間で仕組債の売買契約が成立したとして、売買残代金4272万2741円並びにこれに対する遅延損害金の支払を求め(本訴)、これに対し、原告が、上記売買契約の成立及び効力を争うとともに、その勧誘が適合性の原則に著しく反するなどとして、被告証券会社に対しては使用者責任又は債務不履行に基づき、被告証券会社の従業員である第3事件被告らに対しては共同不法行為に基づき、連帯して損害賠償金1155万6258円に対する遅延損害金の支払を求めた(反訴・第3事件)事案	◆本件仕組債(FXリターン債)は、為替相場の変動によって、比較的短期間のうちに高い利回りを得る可能性が存する一方で、途中解約できないため最長30年間拘束され、これを回避するために途中売却をしても大幅に元本を毀損するリスクが存するものであるとした事例 ◆原告がREITや外国株を投資対象とする投資信託に投資してきた投資経験などに照らすと、本件仕組債の勧誘行為が適合性の原則から著しく逸脱するとはいえないが、本件説明資料や説明の方法・程度では、原告に本件仕組債のリスクを理解させるには不十分であり、本件担当者は説明義務違反による不法行為を負うとした事例 ◆原告は本件仕組債のリスクを認識せず、本件担当者の誤導的な言辞により、元本毀損リスクなしに年15パーセントの利回りを期待できると誤信したと認められ、この誤信は単なる内心の動機に止まらず本件仕組債購入の意思表示の内容になっていると認められるから、民法95条の要素の錯誤に当たるとした事例	証券取引	原告の投資経験は国内投資信託だけであり、これ以外に、株式や債券、その他の証券や、先物取引やオプション取引のような複雑な仕組みを持つデリバティブ取引、FXや外貨預金といった為替に關係する金融商品を取引した経験もないとして、適合性原則違反、説明義務違反、錯誤を主張した。	原告は、REIT又は外国株式を投資対象とする投資信託に投資してきたことが認められ、その過程で外国為替相場に関する知識を蓄積してきたことが窺われるなどとして、適合性原則違反は否定したが、説明義務違反及び錯誤を肯定した。

	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	当事者の主張(判断力等の不足に関する事項)	裁判所の判断
37	平成21年 3月31日 東京地裁 平19 (ワ)12560号	債務不存在 確認請求事 件	◆原告らが被告証券会社に対し、金利スワップ取引契約が錯誤により無効であるとして、かかる契約に基づき交付した金員の不当利得返還請求をした事案 ◆原告らが被告証券会社に対し、金利スワップ取引契約の締結に際して説明義務違反があったとして、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆デリバティブ取引につき豊富な経験を有する原告らが、被告の担当者の相場観ないし予測が絶対的なものであり、それを超えるような大幅な時価評価損を計上する可能性がありえないものまで考えていたとは到底認め難く、被告から当該取引にかかる金利感応度分析表の交付ないしこれに基づくリスク説明がされていない点を考慮したとしても、原告らが錯誤に陥っていたものとは認めることができないとして請求を棄却した事例 ◆被告の担当者が交付したシュミレーション表における前提条件や、それが満たされない場合にどの程度の時価評価損が発生する可能性があるのかについて明確な言及がないなどの点で、説明は不十分なものというほかない以上、その担当者が当該取引にかかる金利感応度分析表の交付ないしこれに基づくリスク説明を行うことなく、原告らとの取引の締結に至った点については、証券会社の顧客に対する説明義務に違反するとして請求を一部認容した事例	証券取引	原告にはデリバティブ取引について十分な知識・経験がないこと等を理由として、錯誤・説明義務違反を主張した。	原告らは本件取引以前において、為替予約取引、通貨スワップ取引及び通貨オプション取引等のデリバティブ取引を行い、また、本件取引以前においても金利スワップ取引の提案を受け、その説明を受けてきたことなどからすると、原告らが金利スワップ取引ないしこれに類するハイリスク・ハイリターン金融商品取引について全く知識経験を有していなかったとは認め難いとして、錯誤を否定したが、説明義務違反は肯定した。
38	平成17年 6月16日 大阪地裁 平16 (ワ)1844号	損害賠償請 求事件	◆商品先物取引の受託を業とする被告との間で商品先物取引を行った原告(取引時55歳)が、適合性原則違反等の違法な勧誘により本件取引で損害を被ったとして、不法行為等に基づく損害賠償を求めた事案	◆本件では適合性原則違反等は認められないものの、原告の先物取引における経験及び知識の不十分さや、被告が自ら定めた新規委託者保護のための制限を遥かに超える取引を行っている事実からすれば、被告従業員には新規委託者保護義務違反があり、その行為は全体として不法行為を構成すると認められるなどとして被告の不法行為責任を認めた上で、原告が一定程度積極的に本件取引に関与していた事実が認められることから、2割の過失相殺をして、その限度で損害賠償請求を認めた事例	先物	本件取引以前は、先物取引の知識・経験が全くなかったこと等を理由として、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、新規委託者保護義務違反を主張した。	原告は、高卒であり、大学の事務職員としての経験を有していたが、商品先物取引の経験を有していなかったし、先物取引に関する知識も特に有していなかったことを判示した上で、知識・経験の不十分さを利用したと判示して、新規委託者保護義務違反のみ肯定した。
39	平成16年10月26日 大阪高裁 平16 (ネ)2209号	損害賠償請 求控訴事件	◆商品取引所員である第一審被告との間で先物取引委託契約を締結した第一審原告(取引当時51歳)が、第一審被告の従業員による説明義務違反等の一連の違法行為により損害を被ったとして、不法行為に基づく損害賠償を求めたところ、原審で第一審被告の不法行為責任を認めた上で8割の過失相殺がなされたことから、双方が控訴した事案	◆本件事情の下では、第一審被告の従業員による無断取引、第一審原告の取引中止要請に対する不当拒否、断定的判断の提供、違法な一任売買、新規委託者保護義務違反の過当売買等が認められるから、第一審被告は本件取引全体につき不法行為責任を負うとした上で、第一審原告につき3割の過失相殺を認めて、原判決を一部変更した事例 ◆商品先物取引における適格性につき、先物取引の特色から、取引の仕組み及び危険性を理解して自己の判断で売買を行う能力を欠く者や、取引の損失に耐え得る資力を有しない者などは、そもそも先物取引を行う適格性に欠け、商品取引員は、このような者に対しては、先物取引を勧誘すること自体が許されず、また、勧誘自体が許される場合であっても、初心者に先物取引を勧誘する場合は、同人が経験不足のため、不測の損害を被ることがないように、過大な取引の受託を控えるべき信義則上の義務を負うとされた事例	先物	経験がなかったこと等を理由として、過当売買、一任売買、仕切拒否、断定的判断の提供を主張した。	知識・経験がなかったことを認めた上で(自らの確かな相場判断を行うことはできなかったと判示)、過当売買(新規委託者保護義務違反)、一任売買、仕切拒否、断定的判断の提供といった違法性を基礎づける事情がいずれも認められ、全体として違法であると不法行為を肯定した。

	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	当事者の主張(判断力等の不足に関する事項)	裁判所の判断
40	平成13年6月28日 東京地裁 平12(ワ)65号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告らに対し、被告らの違法な勧誘により、原告が海外商品先物オプション取引を行い損害を被ったとして、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆海外商品先物オプション取引の受託等を行う会社の営業担当者が顧客に対し「損はない」との断定的な判断を提供し、取引のリスクについての説明も不十分なまま行われた勧誘行為が不法行為に当たるとされた事例 ◆海外商品先物オプション取引の受託等を行う会社の代表取締役について、社員の顧客に対する違法な取引勧誘を防止すべきであるのに防止しなかった監督上の重過失があるとして商法二六六条の三に基づく損害賠償責任が認められた事例 ◆薬剤師資格を持ち会社勤務をしたことがあり、株式取引の経験を持つ専業主婦が海外商品先物オプション取引の違法勧誘を受けて取引を開始し損害を被った場合、その時期によって二割ないし五割の過失相殺がされた事例	先物	原告は、専業主婦として投資経験がないこと等を理由として、投資適格性がないこと、説明義務違反、断定的判断の提供を主張した。	投資経験のない専業主婦であっても、原告のように高学歴を有し、会社勤めの経験もあり、株式投資の経験も有する者に対して、オプション取引を勧誘することがおよそ許されないということではできないとして、投資適格性は認められたが、説明義務違反、断定的判断の提供を肯定した。
41	平成9年11月27日 東京地裁 平6(ワ)13907号	損害賠償請求事件	◆原告において、被告の営業担当者の適合性の原則違反、説明義務違反等の違法な勧誘によりワントを買い付けさせられ、損害を被ったとして、不法行為による損害賠償請求権に基づき、ワントの買付代金等相当の金員及び訴状送達の日以降の民法所定の遅延損害金の支払を求めた事案	◆証券会社員の歯科医に対するワント購入の勧誘は、原告の能力、投資経験、資力等に照らすと、原告にワント取引を勧誘すること自体がいわゆる適合性の原則に反し許されないものといえるが、原告は、被告の従業員であるTの説明不足のため、本件ワントには権利行使期間が定まっておらず、右期間を過ぎると無価値になってしまうことを明確に認識しないまま本件ワントを購入し、その直後いわゆる湾岸戦争が勃発し、その後売却の機会を見つけれないまま権利行使期限を徒過してしまったものであることが認められるとして、説明義務に違反するとし、過失相殺なし、これに準じて公平上、証券会社が使用者責任に基づきワント購入代金の三割を賠償すべきであるとした事例	証券取引	証券取引について少額一般投資家以上の格別の知識や経験はなかったとして、適合性原則違反・説明義務違反を主張した。	原告は、歯科診療所を経営し、年収約五〇〇〇万円を得、被告方で証券取引を開始する以前から証券取引を行っており、本件ワント取引後には株式の信用取引も行っていたことなどを認定して、適合性原則違反を否定したが、説明義務違反を肯定した。
42	平成7年9月8日 大阪地裁堺支部 平4(ワ)1309号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告らに対し、いわゆる変額保険の加入に関し、被告ら各従業員による変額保険のリスクの説明が不十分であったため、保険料と解約返戻金との差額等の損害を被ったとして、主位的に、使用者責任(民法七五條)及び共同不法行為(同七一九條)を原因として、予備的に契約締結上の過失による債務不履行を原因とし、各損害賠償とその遅延損害金を求めた事案	◆投資者としては素人に近い会社代表取締役が、主として従業員退職金の積立のためという安定的な目的で、銀行借入れにより高額の变額保険に加入しようとする場合、保険会社はかなり高度の説明義務を負うが、解約返戻金が元本割れするという肝心のことについて説明不十分であり、また、銀行は、取引先に自ら変額保険を持ち込み、勧誘し、保険会社担当者を同行し説明させ、保険料計算をなし、健康診断に銀行の車で同行し、保険勧誘に深く関与しているという特段の事情が認められ、原告の誤解を解くために自ら説明するか、再度保険会社に正確な説明を促すべき消極的な説明義務が生じるが、その義務を果たしていない違法があるとして説明義務を認め、使用者である保険会社と銀行は共同不法行為責任を負うとした事例	変額保険	説明義務違反を主張した。(判断力等の不足についての主張なし)	原告は、変額保険だけでなく、株式等に関する投資経験もなく、投資者としては素人に近い存在であり、その加入目的は主に従業員の退職金の積立のためという安定的なものであるのに、本件変額保険に加入した額は保険料約二〇〇〇万円と高額で、しかも被告銀行からの借入によるものであることなどを認定して、説明義務違反を肯定した。

	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	当事者の主張(判断力等の不足に関する事項)	裁判所の判断
43	平成6年2月10日 大阪地裁 平4(ワ)2889号	損害賠償請求事件	◆原告が、被告会社の組織ぐるみの若しくは特定の従業員の違法な勧誘によりワラントを購入させられ、その結果、右購入代金相当額の損害を被ったとして、民法七〇九条又は同法七一五条に基づき右損害の賠償を請求した事案	◆ワラント取引につき、ハイリスク性の具体的内容や、権利行使期間の経過に伴う危険性をあえて伝えなかったなどの違法な投資勧誘があつたとして証券会社に対する損害賠償請求が認められた事例(過失相殺三割五分)	証券取引	原告は、主婦業のかたわら夫の経営する食堂の手伝いをしていたもので、証券取引の経験も被告との間でしかなく、その内容も国債や投資信託といった安定的なものがほとんどであったことなどを理由として、適合性原則違反、説明義務違反、詐欺、断定的判断の提供を主張した。	原告は、約三年間の株式取引経験を有するとはいえ、家庭の主婦のかたわら食堂手伝いをしていたにすぎず、被告との取引により取得した証券以外格別の資産は有しないものであって、前記取引の内容としても比較的安定的と見られる投資信託や債券のほかは、せいぜい優良銘柄の株式の現物取引を行うにとどまり、信用取引を試みようとしたこともなかったことなどを認定し、そのような属性を十分認識しながら、ワラントの危険性についてあえて説明しなかったのであるから、説明義務に違背し、私法秩序全体からみても違法な勧誘であるとした。

A-4 その他裁判例③(軽率・窮迫類型)

民事・要旨
KW((軽率or窮迫or未熟or困窮or無知) and
(乗しorつけ込orつけこor利用しor奇貨or悪用))

判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	当事者の主張	裁判所の判断
44 平成22年4月20日 東京地裁 平21(ワ)1435号	出資金返還請求事件	◆原告が被告に対し、1年後に返還する約束の下、出資金として1億9000万円を交付したとして、出資契約に基づき、配当金として受領した金額を控除した金員の返還を請求し、被告が本件出資は配当率が月利22ないし25パーセントと出資法に違反する高利なもので公序良俗に反し無効である旨反論した事案	◆本件契約は、被告の窮迫・軽率・無経験に乗じて行われたものであるとはいえないとして、被告の主張を排斥し、原告の請求を認めた事例	出資契約	月利25パーセントという出資法違反の高利の消費貸借契約であり、原告が積極的に貸し付けたものであるから、公序良俗に反し無効であると主張した。	契約が暴利行為として公序良俗違反となるのは、出資ないし貸付けを行う者が相手方の窮迫・軽率・無経験に乗じて過大な利益を獲得するような場合であると解されること、本訴請求に係る契約が被告の窮迫・軽率・無経験に乗じて行われたものであるなどということではできないとした。
45 平成22年3月30日 東京地裁 平19(ワ)31085号	請負代金等請求事件	◆上野店及び広島駅前店の内装工事を請け負った原告が、被告に対して、請負工事残代金等の支払を求めたところ、被告が、広島駅前店については、被告が原告の下請業者に対する債務を引き受けることによって精算するとの合意(精算合意1)をしたとして、上野店については2500万円を精算する旨の合意(精算合意2)をしたとして争い、さらに原告が各精算合意は暴利行為により無効であるとして争った事案	◆精算合意1については、原告の窮迫に乗じて結ばれたものとまではいえないとし、精算合意2については、被告は漏水事故による4000万円の損害を根拠に2500万円の支払を提示するが、被告主張の損害額は明らかに過大であって、精算合意2は、原告からの要請を奇貨として、原告の窮迫に乗じて結ばれたものであり、暴利行為により無効であるとした事例	精算契約	精算合意1は、本件広島駅前店契約の工期が1週間程度遅れたことを根拠として、原告に約2500万円の債権を放棄させるものであり、暴利行為により無効であると主張し、精算合意2は、本件上野店契約に係る工事における漏水事故による損害をその根拠として、原告に約2750万円を放棄させるものであるが、漏水事故は軽微であるため、暴利行為により無効であると主張した。	原告の窮迫に乗じて結ばれたものであり、被告に生じた実損額を超える部分については、優越的地位を利用した暴利行為であって、民法90条により無効であるとした。
46 平成19年12月25日 神戸地裁洲本支部 平19(ワ)11号	損害賠償請求事件	◆定期的に易断(占い)の鑑定会を行っている被告に悩みを相談した原告が、超自然的な能力の話や、悪害を告知されて不安を煽られ、多額の出捐をさせられたとして、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案	◆易断に伴う金銭要求は、その性格からして、内容に合理性がないなどの理由では直ちに違法とはいえないものの、それが相手方の窮迫等に乗じ、殊更その不安、恐怖心を煽るといった方法などの不当な方法で行われ、相手方が正常な判断を妨げられた状態で金銭を支払ったといえる場合には、当該金銭要求は社会的に相当な範囲を逸脱した行為として不法行為となるといえるとして、本件事情から本件鑑定を不法行為と認定したが、その損害につき、慰謝料については否定した事例	易断鑑定契約	被告は、今年中に原告が死ぬこと、水子が右足にすがるて泣いていること、自分が水子の供養をして原告を治すこと、原告の子が未亡人になるかもしれないことなどを述べているが、これは、社会的に相当な範囲を超えて、親子の因縁の話や自らの超自然的な能力の話を利用し、悪害を告知して、ことさら不安を煽るものであるから、不法行為であると主張した。	被告の発言は、不吉な事実を告げて不安を煽った上で、Aの将来を心配している原告の状況を利用して、被告が供養すれば原告を治すことができるかのように装い、その旨信じさせる、社会通念上不相当なものといえる。原告は正常な判断が妨げられた状態で支払を行った、原告が支払った金額は鑑定の対象としては過大であるとして、被告の行為は社会的に相当な範囲を逸脱した行為として不法行為の成立を肯定した。
47 平成16年7月29日 大阪地裁 平14(ワ)11504号	債務不存在確認本訴請求事件、損害賠償反訴請求事件	◆被告会社が、原告との間の商品先物取引委託契約に基づく売買取引について、被告会社は原告に対して何らの義務違反や不法行為を犯しておらず、被告会社に債務が存在しないことの確認を求めた(本訴)のに対し、原告が、被告会社に対して、本件取引につき、不法行為による損害賠償を請求した(反訴)事案	◆被告会社外務員は、原告に対して配慮すべき新規委託者の保護を怠り、その上、原告が先物取引についての知識が未熟であることに乗じて実質的に一任売買を行っていたことに認められ、かつ、本件取引が実質的に一任売買という形で行われていたという悪質性の高さに鑑み、公平の観点に照らして、過失相殺を行わないのが相当であるとして、慰謝料を除く原告の損害賠償請求を認容し、被告会社の請求を棄却した事例	商品先物	原告は商品先物についての知識がなかったが、被告会社はそのことを利用したとして、不適格者に対する勧誘、執拗、無差別かつ欺瞞的な勧誘、断定的判断の提供、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、一任売買などを主張した。	不適格者に対する勧誘は否定したが、被告会社外務員は、原告に対して配慮すべき新規委託者の保護を怠り、その上、原告が先物取引についての知識が未熟であることに乗じて実質的に一任売買を行っていたというべきであり、これは、原告の先物取引に対する知識・経験の不十分さに配慮せずに、むしろその点を利用して原告を先物取引の世界へと引き込み損害を与えたものといえることができ、全体として不法行為を構成するとした。
48 平成7年7月25日 神戸地裁 平3(ワ)1953号	損害賠償請求事件	◆宗教者である被告に祈禱料等の献金を行った原告が、不法行為による損害賠償を請求した事案	◆宗教者の宗教的行為に付随して祈禱料その他の献金を勧誘する行為は、相手方の窮迫・軽率等に乗じ、ことさらその不安、恐怖心等をおおるなど不当な方法でなされ、その結果、相手方の正常な判断が妨げられ著しく過大な献金がなされたと認められるような場合は、当該勧誘行為は不法行為に該当するとした事例	祈禱勧誘	被告は、原告の親戚の中で乙野梅子が一番気になる、因縁が特にきつく先祖が苦しみもがいているので、一刻も早く救ってあげないと大変なことになると述べて、乙野の除霊を強力で勧め、原告に対し、「陰徳を積んで花子を早く元に戻してあげなさい、神様のパワーはすごいので信じてみてください。」、「神様はすべてお見通しや、あの叔母さんを早く救ってあげなさいと神様のお告げがある。」などと述べて、乙野の除霊を勧めたところ、原告は、花子が早く正常な状態に戻るならば自分が負担するのやむを得ないと考えて、被告に乙野家の除霊費用として、三三三万円を被告に交付したものであり、被告の行為は不法行為であると主張した。	追い詰められて平常心を失い混乱した原告の精神状態に乗じ、ことさら原告の不安感をあおり立て、著しく高額な献金の承諾をさせ、これを収受したものであり、社会的に相当なものとして認める範囲を逸脱しているとして、不法行為の成立を肯定した。

A-4 その他裁判例③(軽率・窮迫類型)

民事・要旨
KW((軽率or窮迫or未熟or困窮or無知) and
(乗じorつけ込orつけこor利用しor奇貨or悪用))

	判決年月日・裁判所・事件番号	事件名	事案の概要	判示内容	契約内容	当事者の主張	裁判所の判断
49	昭和62年11月17日 津簡裁 昭61(ハ)148号	損害賠償請求事件	◆不動産会社から北海道原野を購入した原告が、測量費を騙し取られたとして、詐欺・公序良俗違反・不法行為による損害賠償などを請求した事案	◆北海道原野の転売斡旋、不当な測量代金の支払契約が、依頼者の無知に乗じて暴利を博すもので、公序良俗に反して無効とされた事例	原野売買	被告会社は、実際の測量費が10万円程度であるのに、105万円の測量工事請負契約の締結させて暴利をむさぼったものであり、当該契約は公序良俗違反による無効であると主張した。	本件土地の価格等についての原告らの無知に乗じ、商業道徳を著しく逸脱した方法によつて暴利を博する行為であつて、公序良俗に反して無効であるとした。
50	昭和33年1月7日 浦和地裁川越支部 昭31(ワ)39号	代物弁済契約無効確認等請求事件	◆代物弁済契約が公序良俗違反により無効であるとして、所有権移転登記の抹消登記手続を求めた事案	◆代物弁済契約が債務者の窮迫に乗じて締結されたものとしてこれを無効と認定した事例	代物弁済契約	合計金二十一万円に過ぎない貸付債務の代物弁済として時価百五十万円の価値を有する山林の所有権を移転する契約は公序良俗違反により無効であると主張した。	債務者の窮迫に乗じて締結されたものであつて、公序良俗違反により無効であるとした。
51	昭和32年2月15日 最高裁第二小法廷 昭30(オ)228号	土地建物登記抹消請求事件	◆借主である原告が、貸主に対し、代物弁済の予約が公序良俗違反により無効であるとして、所有権取得登記の抹消登記手続を求めた事案	◆元金三五万円、弁済期三〇日後、利息三〇日につき一割、利息を支払えば借主の希望により弁済期を延期するとの約旨の消費貸借契約に付随し、借主が弁済期に元金を支払わないときは、時価三〇六万七千円相当の不動産の所有権を代物弁済として貸主に移転する旨を約したときは、右代物弁済の予約は、特別な事情のないかぎり、貸主が借主の窮迫に乗じて締結したものと認めるべきであつて、公序良俗に反し無効と解するのが相当である(借主は貸主に対し所有権取得登記の抹消を請求することができる)とした事例	代物弁済予約	元金三十五万円の貸付債務の代物弁済として時価約三百万円の不動産の所有権を移転する契約は公序良俗違反により無効であると主張した。	借主の窮迫に乗じて締結されたものであつて、公序良俗違反により無効であるとした。